

なおこの『後編』で引用している英文史料(資料)の日本語訳は、特に断らない限り筆者自身による試訳である。それぞれ慎重に訳したつもりだが、誤訳や不適切な訳語がないとは言えないと思う。原典(典拠の文書)については、それぞれの引用ごとに明記してあるが、拙訳の誤りや不明な点については、ぜひご教示をお願いしたい。

謝 辞

今回も『前篇』同様、多くの公共図書館、大学図書館、公文書館のお世話になりました。特に帯広市図書館の司書の皆様には、講和条約関係の英文史料の入手を助けていただき、またその過程を通してインターネット検索についても多くのことを教えていただきました。また『島根新聞』『山陰新報』のマイクロフィルムの閲覧では島根県立図書館と島根大学附属図書館に、『米国外交文書』については島根大学法文学部法学資料室に、GHQ 関係資料と日韓会談関係の資料(史料)については広島市立大学附属図書館および島根県立大学メディアセンターに、それぞれ資料(史料)の閲覧や複写のことで助けていただきました。お世話になりました皆様に心よりお礼申し上げます。

また本稿で引用した『領土問題調書』第4部の日本語訳については、特に友人のNさんに試訳を見ていただき訳文の不正確さを改めることが出来ました。訳文の最終責任が筆者の私にあることはいまでもありませんが、訳文を丁寧に点検して意見を聞かせて下さったNさんにお礼申し上げます。ありがとうございました。(2013年2月 竹内猛)

主な参考文献

史料

- ・第8章で引用した占領期のGHQ文書(英文)については、主として次の文献に拠った。
 - ・日本占領管理研究会『日本管理法令研究』第8号、第12号・大雅堂/有斐閣・1946、1947年
 - ・外務省特別資料部『日本占領及び管理重要文集』第2巻、第4巻・東洋経済新報社・1949年
 - *本書は後に『日本占領重要文書』(日本図書センター・1989年)として復刻されている。
 - ・竹前栄治監修『GHQ 指令総集成』全15巻(エムティ出版・1993~1994年)
 - *本書は原文書を影印によって総集成したもの。
 - ・『トルーマン大統領文書』(沖縄県公文書館所蔵の複写資料)
 - ・大蔵省財政史室『昭和財政史:終戦から講和まで』第20巻(英文資料)・東洋経済新報社・1982年
- ・主として第10~12章で引用した対日平和条約の米国草案の各草案や米国の対日占領政策の史料については以下の資料に拠った(本稿での日本語訳は、特に断らない限り筆者による試訳である)。
 - ・対日平和条約の草案は、主としてインターネットのサイト(“Draft Treaty of Peace With Japan - Wikisource”)によって得た米国国立公文書館(NARA)保管の文書の画像から訳出した。

同サイトに翻刻されている史料の英文には、語句や文章の脱落が散見されたため参照に止めた。また一部については、次の『米国外交文書』掲載のものや塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』1994年3月)掲載の英文および塚本訳を参照した(文書ごとの典拠は各引用の後に記した)。

・『米国外交文書』[*Foreign Relations of the United States: FRUS*と略記]

- ・島根県総務部総務課『竹島関係資料集 第二集・島根県所蔵行政文書・一』島根県・2011年
- ・『朝鮮問題戦後資料』(全3巻) 日本国際問題研究所・1976年
- ・歴史学研究会編『世界史史料』第8巻・岩波書店・2009年
- ・外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約:準備対策』2006年
- ・外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約:対米交渉』2007年
- ・外務省『日本外交文書・サンフランシスコ平和条約:調印・発効』2009年
- ・外務省『日本外交文書・平和条約の締結に関する調書』(復刻)全5冊・巖南堂・
- ・外務省『竹島:竹島問題を理解するための10のポイント』2008年(本書は外務省の広報パンフレット)
- ・太田勝洪・他『冷戦史資料選』日本評論社・1982年
- ・小林泉、他監修『新版・オセアニアを知る事典』平凡社・2010年
- ・山際晃・中村正則(編)岡田良之助(訳)『資料日本占領・1・天皇制』大月書店・1990年
- ・竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣(編)『資料日本占領・2・労働改革と労働運動』大月書店、1992年
- ・塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解—資料—」(『レファレンス』2002・6所収)
- ・広部和也・田中忠「資料・日韓会談—四年の軌跡」(『法律時報』1965年9月号:第37巻10号、所収)
- ・国連広報局『国際連合の基礎知識・改訂版』関西学院大学出版会・2012年

論文

- ・藤井賢二「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」(『朝鮮学報』[天理大学]185号所収)
- ・藤井賢二「李承晩ラインと日韓会談」(『朝鮮学報』[天理大学]193号所収)
- ・藤井賢二「島根県の漁業者と日韓漁業紛争」(島根県『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』2011年所収)
- ・加藤節子「戦後日韓関係史への一考察」上・下(『日本女子大学文学部紀要』第28,29号所収)
- ・梶村秀樹「竹島=独島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182号):『梶村秀樹著作集』第1巻所収
- ・河鍊洙「『竹島紛争』再考」(『龍谷法学』第32巻2号所収)
- ・清水さゆり「米国対日占領政策と北太平洋海洋資源保護体制の誕生」(マーク・カプリオ・杉田米行編『アメリカの対日占領政策とその影響』明石書店・2004年所収)
- ・許淑娟「領域権原論再考」(『国家学会雑誌』第122巻1-2号~11-12号:2009年所収)
- ・深町朋子「現代国際法における領域権原についての一考察」(『法政研究』[九州大学]第61巻1号所収)
- ・塚本孝「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』1994年3月号所収)
- ・皆川洸「竹島紛争と国際判例」(前原光雄教授還暦記念論文集刊行委員会『国際法学の諸問題』慶応通信・1963年、所収)
- ・皆川洸「竹島紛争とその解決手続き」(『法律時報』1965年9月号)

- ・朴炳涉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解（1）」、「同（2）」（『北東アジア文化研究』〔鳥取短期大学〕第33号、第34号：2011年3月、同11月）

単行本

- ・アチソン、ディーン『アチソン回顧録』（吉沢清次郎・訳）全2巻、恒文社・1979年
- ・池内敏『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会・2012年
- ・池端雪浦・生田滋『東南アジア現代史・II』山川出版・1977年
- ・伊藤菊之輔編『島根県人名事典』1970年
- ・伊藤不二男『グロティウスの自由海論』（第二部として原典の日本語訳を収載）有斐閣・1984年
- ・五百旗頭真『米国の日本占領政策』（上・下）中央公論社・1985年
- ・五十嵐武士『対日講和と冷戦』東京大学出版会・1986年
- ・石本泰雄『国際法の構造転換』有信堂・1998年
- ・ヴァッテル『国際法』（ヴァッテル研究会訳・山手治之監修：『立命館法学』第72~98号に7回分載。
*本稿での引用は第5回：『立命館法学』第80号・1968年No.4に拠った）
- ・エルドリッチ、ロバート『沖縄問題の起源』名古屋大学出版会・2003年
- ・太田修『日韓交渉：請求権問題の研究』クレイン・2003年
- ・大沼保明（編）『戦争と平和の法：フーゴ・グロティウスにおける戦争、平和、正義』東信堂・1987年
- ・小田滋『海洋の国際法構造』有信堂・1956年
- ・小田滋『海の国際法・増訂版』下巻・有斐閣・1969年
- ・小寺彰・岩沢雄司・森田章夫（編）『講義国際法・第2版』有斐閣・2010年
- ・カミングス、ブルース『朝鮮戦争の起源』（1,2巻）シアレヒム社・1989,1991年
- ・神谷不二『朝鮮戦争』中央公論社・1966年
- ・金東祚『韓日の和解：日韓交渉14年の記録』林建彦訳、サイマル出版会・1986年
- ・川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院・1966年
- ・川上健三『戦後の国際漁業制度』大日本水産会・1971年
- ・川島真・服部龍二（編）『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会・2007年
- ・金学俊『独島／竹島・韓国の論理』論創社・2004年；増訂版・2007年
- ・梶村秀樹『朝鮮史』講談社・1977年
- ・厚生省援護局『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい・1978年
- ・国際法学会『平和条約の総合研究』上・下巻・有斐閣1952年
- ・外務省（編）『初期対日占領政策』（上、下）毎日新聞社・1978/1979年
- ・外務省記者クラブ・河村欣二編『外務省』朋文社・1956年
- ・久保亨『中国近現代史④社会主義への挑戦』岩波書店・2011年
- ・ケナン『ジョージ・F・ケナン回顧録』（2巻）読売新聞社・1967、1972年
- ・ケナン『アメリカ外交50年』（近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳）岩波書店・1991年
- ・小寺彰・岩沢雄司・森田章夫（編）『講義国際法・第2版』有斐閣・2010年
- ・山陰中央新報・編『新聞に見る山陰の世相百年』山陰中央新報社・1983年
- ・シーボルト、ウィリアム『日本占領外交の回想』（野末賢三訳）朝日新聞社・1966年
- ・島根県水産試験場編著『島根のさかな』山陰中央新報社・2003年
- ・下田武三『下田武三・戦後日本外交の証言』上巻・行政問題研究所・1984年
- ・自治大学校（編）『戦後自治史IV（衆議院議員選挙法の改正）』自治大学校・1961年
- ・進藤榮一『戦後の原像：ヒロシマからオキナワへ』岩波書店・1999年
- ・進藤榮一『分割された領土：もうひとつの戦後史』岩波書店・2002年
- ・島根県漁業協同組合連合会・島根県信用漁業協同組合連合会編『輝く漁業新時代に向けて：JFグループ
島根 漁協・漁連・信漁連五十年の軌跡』2003年
- ・（財）水産研究会『戦後日本漁業の構造変化（II）』1955年
- ・杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』（自費出版）・2010年
- ・住吉良人・大畑篤四郎（編）『二十一世紀の国際法』成文堂・1986年
- ・芹田健太郎『日本の領土』（中公文庫版）中央公論新社・2010年
- ・鈴木九萬（監修）『終戦から講和まで』（日本外交史26）鹿島研究所出版会・1973年
- ・大寿堂鼎『領土帰属の国際法』東信堂・1998年
- ・高崎宗司『検証 日韓会談』岩波書店・1996年
- ・高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』岩波書店・2002年
- ・高野雄一『日本の領土』東京大学出版会・1962年
- ・高野雄一『全訂新版・国際法概説』（2巻）弘文堂・1985年
- ・高橋作衛『平時国際法・最新九版』中央大学・1910年
- ・竹前栄治・中村隆英（監修）『GHQ 日本占領史』（全55巻+別巻）日本図書センター・1996~2000年
- ・立作太郎『平時国際法論』日本評論社・1932年
- ・田中伸尚『ドキュメント・昭和天皇』第5巻・緑風出版・1988年
- ・田村清三郎『島根県竹島の新研究』（1996年復刻版の補訂版）島根県総務部・2010年
- ・ダワー、ジョン『吉田茂とその時代』（大窪愿二訳）上・下巻・TBSブリタニカ・1981年
- ・Cheong, Sung-Hwa, *The Politics of Anti-Japanese Sentiment in Korea; Japan - South Korea relations under American occupation, 1945-1952.*
(チョン、スンファ〔鄭城和〕『〔仮訳〕韓国における反日感情の政治学』Greenwood Press・1991年)
- ・内藤正中・金柄烈（共著）『史的検証 竹島・独島』岩波書店・2007年
- ・内藤正中・朴炳涉（編）『竹島＝独島論争：歴史資料から考える』新幹社・2007年
- ・内藤正中『竹島＝独島問題入門：日本外務省『竹島』批判』新幹社・2008年
- ・内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版・2000年
- ・内藤正中『山陰の日朝関係史』報光社・1993年
- ・永田実『マーシャル・プラン』中央公論社・1990年
- ・中村隆英『日本経済・その成長と構造〔第二版〕』東京大学出版会・1980年
- ・中村隆英『昭和史経済史』岩波書店・1986年
- ・中村均『韓国巨文島にっぽん村』中央公論社・1994年

- ・仲本和彦『研究者のためのアメリカ国立公文書館徹底ガイド』凱風社・2008年
- ・西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』（日本外交史・27）、鹿島研究所出版会・1971年
- ・原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』溪水社・2005年
- ・二野瓶徳夫『明治漁業開拓使』平凡社・1981年
- ・波多野里望・筒井若水（編著）『国際判例研究 領土・国境紛争』東京大学出版会・1979年
- ・波多野里望・小川芳彦（編）『国際法講義・新版』有斐閣・1993年
- ・玄大松『領土ナショナリズムの誕生』ミネルヴァ書房・2006年
- ・樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会・1990年
- ・北方領土問題対策協議会『北方領土返還運動50年史』、1996年
- ・彭明敏・黄昭堂（有仁）『台湾の法的地位』東京大学出版会・1976年
- ・マコーマック、ギャヴァン『侵略の舞台裏：朝鮮戦争の真実』シアレヒム社・1990年
- ・毎日新聞社図書編集部『対日平和条約』毎日新聞社・1952年
- ・松本俊一『モスクワにかかる虹』朝日新聞社・1972年
- ・宮沢喜一『東京－ワシントンの密談』実業之日本社・1956年
- ・三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』上・下巻・大月書店・1996年
- ・皆川洸『国際法判例要録』有斐閣・1962年
- ・みなと新聞社（編）『漁業で結ぶ日本と韓国』みなと新聞社・1965年
- ・民族問題研究会（編）『朝鮮戦争：現代史の再発見』コリア評論社・1967年
- ・村瀬信也・江藤淳一（編）『海洋境界画定の国際法』東信堂・2010年
- ・村田奈々子『物語 近現代ギリシャの歴史』中央公論新社・2012年
- ・文京洸『韓国現代史』岩波書店・2005年
- ・百瀬孝『史料検証・日本の領土』河出書房新社・2010年
- ・森田芳夫『朝鮮終戦の記録：米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』巖南堂・1964年
- ・ボール、マクマホン『日本：敵か味方か』（中山立平・訳）、筑摩書房・1953年
- ・ボートン、ヒュー『戦後日本の設計者：ボートン回想録』（五味俊樹・訳）、朝日新聞社・1998年
- ・ロー・ダニエル『竹島密約』草思社・2008年
- ・『新生アジアとアメリカ外交』（好本康雄・訳）一橋書房・1956年
- ・山本草二『国際法（新版）』（補訂版）有斐閣・1999年
- ・吉澤清次郎『講和後の外交（I）・対列国関係（上）』（日本外交史・28）・鹿島研究所出版会・1972年
- ・和田春樹『北方領土問題を考える』岩波書店・1990年
- ・和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店・2002年
- ・和田春樹『北朝鮮現代史』岩波書店・2012年
- ・和田春樹『領土問題をどう解決するか』平凡社・2012年

付録 付録・1と3の出典について：両者は『日本管理法令研究』第8号および第12号掲載の訳文によった。仮名遣いはそのままとしたが、漢字は通用の漢字に直し適宜ルビを加えた。また「覚書宛て先」から「件名（英文原題）」「参照」までの部分は、文書の英語原文に拠って補った。

付録・1 若干の外廓地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書

(1946年1月29日 SCAPIN677)

覚書宛て先：日本帝国政府

経 由：終戦連絡中央事務局（東京）

件名（英文原題）：Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan.

- 一 日本国外の総ての地域に対し、又その地域内にある政府役人、雇員その他総ての者に対して、政治上又は行政上の権力を行使すること、及、行使しようとする事は総て停止するやう日本帝国政府に指令する。
- 二 日本帝国政府は、已に認可されてある船舶の運航、通信、気象関係の常軌の作業を除き、当司令部から認可のない限り、日本国外の政府の役人、雇員その他総ての者との間に目的の如何を問はず、通信を行ふことは出来ない。
- 三 この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。日本の範囲に含まれる地域として
 - 日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯三〇度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約一千の隣接小島嶼
 - 日本の範囲から除かれる地域として
 - (a) 鬱陵島、竹島、濟州島。(b) 北緯三〇度以南の琉球（南西）諸島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ島島、南鳥島、中ノ島島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c) 千島列島、齒舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島。
- 四 更に、日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は次の通りである。
 - (a) 一九一四年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島。
 - (b) 満洲、台湾、澎湖列島。(c) 朝鮮及び、(d) 樺太。
- 五 この指令にある日本の定義は、特に指定する場合以外、今後当司令部から発せられる総ての指令、覚書又は命令に適用せられる。
- 六 この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。
- 七 日本帝国政府は、日本国内の政府機関にして、この指令の定義による日本国外の地域に関する機能を有する総てのもの報告を調製して、当司令部に提出することを要する。この報告は関係各機関の機能、組織及職員の状態を含まなくてはならない。
- 八 右第七項に述べられた機関に関する報告は、総てこれを保存し、何時でも当司令部の検閲を受けられるやうにしておくことを要する。

・『GHQ 日本占領史⑧：政府機関の再編』（平野孝訳）にも日本語訳が掲載されている（同書、p.178~179）。

付録・2 操業区域内で漁業・捕鯨・海獣狩猟に従事する船舶に関する覚書 (SCAJAP587)

米太平洋艦隊日本商船管理局 (SCAJAP) 管理官

1945年11月3日

SCAJAP

HI-6

Serial : 587

発信 : 日本商船管理局管理官

宛先 : 日本帝国政府 (農林省)

経由 : 終戦連絡中央事務局 東京

件名 (英文原題) : Fishing, Whaling, Sea Animal Hunting, Vessels engaged in area of operation.

- 参考 : (a) FLTLOSCAP-69 (1945年9月22日)
(b) FLTLOSCAP-80 (1945年9月27日)
(c) FLTLOSCAP-95 (1945年9月27日)
(d) SCAJAP-42 (1945年10月13日)

1. (a) および (b) を参考に認可される漁業区域は次のとおり。

ノサップ岬から北緯 41 度 30 分・東経 150 度の地点、次に南へ北緯 30 度・東経 150 度の地点、次に西へ北緯 30 度線に沿って、東経 130 度の地点まで、次に南へ北緯 29 度・東経 130 度の地点へ、次に西へ北緯 29 度・東経 126 度の地点へ、次に南へ北緯 26 度・東経 126 度の地点へ、さらに北東へ、対馬の北端を結ぶ線。対馬の北端から、北緯 40 度・東経 135 度の地点へ、次に北緯 45 度 30 分・東経 140 度の地点、次に北緯 45 度 30 分・東経 145 度の地点、さらに南へ 145 度の線に沿って北海道までを結ぶ線。

この区域は、北海道の沿岸 3 マイルのすべての水域を含む。これはすべてのトン数の漁船に適用する。

2. 参考 (c) に示されるように、許可された地域内では漁業を行う許可を必要としない。しかし総トン数 100 トンを超える未報告の船が漁業を行う場合は、SCAP に報告しなければならない。

3. 参考 (a) に記述された区域は、第 1 節に記述された区域の外側に当たる区域であるが、この区域内では、いかなる漁業、海獣の狩猟もしくは類似の操業も認可されない。

G・W・アッシュフォード

(注)・ここでの日本語訳は、当時の訳文が入手できなかったので『GHQ 日本占領史 : 水産業』(小野征一郎訳) 付録 4 (p.200~201) に記載されているものに拠った。

・原文 (英語) は、外務省『日本占領及び管理重要文書集』第 4 巻、p.138~139 に記載されている。

付録・3 日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書

(1946年6月22日 SCAPIN1033)

覚書宛先 : 日本帝国政府

経由 : 終戦連絡中央事務局 (東京)

件名 (英文原題) : Area Authorized for Japanese Fishing and Whaling.

参照 : (a) 1945年9月27日付 FLTLOSCAP 第 80 号

(b) 1945年10月13日付 SCAJAP 第 42 号

(c) 1945年11月3日付 SCAP JAP 第 587 号

一 参照書類(a)及び(b)、並に参照書類(c)の第一及び第三項は、日本の漁業区認可に関係する限りに於て取消される。

二 即日施行の事とし又追って通告あるまで、日本の漁業、捕鯨業及び同種の作業は、次に指定する範囲内に於て認可せられる :

納沙布岬と貝殻島の間、大体北緯四三度二三分、東経一四五度五一分の点から北緯四三度、東経一四六度三〇分の点に至り、それより北緯四五度、東経一六五度の点へ、それより南へ東経一六五度子午線に沿って北緯二四度に至り、二四度緯線に沿って東経一二三度の点へ、それより北緯二六度、東経一二三度まで北へ、それより更に北緯三二度三〇分、東経一二五度の点へ、更に北緯三三度、東経一二七度四〇分へ、その点より北緯四〇度、東経一三五度の点に至り、更に北緯四五度三〇分、東経一四〇度、それより東へ北緯四五度三〇分、東経一四五度の点に延び、宗谷岬を陸岸より三哩離れて廻る。次に一四五度子午線に沿って南に下り、北海道陸岸より三哩の地点に達し、それより北海道陸を去る三哩沖の一線に沿って知床岬を迂回、根室海峡を通過して、納沙布岬貝殻島の間出発点に戻る。

三 上記第二項の認可は、次の規定条項を条件とするものである。

- a. 日本の船舶は、孀婦岩を除き、北緯三〇度以南にある認可区域内の島嶼の何れについても一二哩以内に近づいてはならない。日本船舶の人員は、孀婦岩を除き、北緯三〇度以南にある島嶼に上陸してはならない。又島嶼の住人との接触も一切許されない。
- b. 日本船舶及びその乗員は、竹島 (北緯三七度一五分、東経一三一度五三分) から一二哩以内に近づいてはならない。又この島と一切接触を持つてはならない。

四 この認可は、今後の認可漁区の拡張に対する前例を設定するものではない。

五 この認可は、関係の地域又はその他如何なる地域に関しても、日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国側政策の表明ではない。

(注)・この訳文では、たとえば原文に「three (3) miles」とあるのを「三哩」と訳している。当時は、英文の mile を発音通り「マイル」とする外に、漢字で「哩」、「海里」などと訳している。ここでは、この文書が漁業・海事を対象にしたものであることに鑑み、「mile」を「nautical mile」を意味するものと判断し「三哩」の文字に改めた。

・『GHQ 日本占領史 : 水産業』(小野征一郎訳) にも日本語訳が記載されている (同書、p.p.205~206)。

付録・4 韓国の「海洋主権宣言」(「李承晩韓国大統領の隣接海洋に対する主権宣言」)

国務会議の議決を経て、隣接海洋に対する主権に関し次のごとく宣言する。

(檀紀4285年) 1952年1月18日	大統領	李承晩
	国務委員 国務総理署理	許政
	国務委員 外務部長官	卞榮泰
	国務委員 国防部長官	李起鵬
	国務委員 商工部長官	金勲

確定された国際的先例に依拠し、国家の福祉と防禦を永遠に保障しなければならないという要求によって、大韓民国大統領は次のごとく宣言する。

- 1 大韓民国政府は、国家の領土である韓半島および島嶼の海岸に隣接する大陸棚の上下の既知され、または将来発見されるあらゆる自然資源、鉱物および水産物を、国家にもっとも利するように保護、保存および利用するために、その深度の如何を問わず隣接大陸棚に対する国家主権を保存し、かつ行使する。
- 2 大韓民国政府は、国家の領土である韓半島および島嶼の海岸に隣接する海洋の上下および内に存在するあらゆる自然資源および財富を保有、保護、保存および利用するのに必要な左記のごとく限定する延長海洋にわたって、その深度の如何に拘わらず、隣接海洋に対する国家の主権を保存し、かつ行使する。特に魚族のたぐいが減少をきたす恐れのある資源および財富が、韓国国民に損害となるように開発され、または国家の損傷となるように減少、あるいは枯渇することのないようにするため、水産業と漁撈業を政府の監督下に置く。
- 3 大韓民国政府は、これを以て、大韓民国政府の管轄権および支配権がある上述の海洋の上下および内に存在するあらゆる自然資源および財富を監督し、かつ保護する水域を限定する左記に明示された境界線を宣言し、かつ維持する。

この境界線は将来に究明される新しい発見、研究または権益の出現によって発生する新情勢にあわせ、修正することができることも併せて宣言する。大韓民国の主権および保護下にある水域は、韓半島およびその附属島嶼の海岸と左記の諸線を連結することによって組成される境界線間の海洋である。

- (イ) 咸鏡北道慶興郡牛岩嶺頂上から北緯42度15分、東経130度45分の点に至る線
- (ロ) 北緯42度15分、東経130度45分の点から北緯38度、東経132度50分の点に至る線
- (ハ) 北緯38度、東経132度50分の点から北緯35度、東経130度の点に至る線
- (ニ) 北緯35度、東経130度の点から北緯34度40分、東経129度10分の点に至る線
- (ホ) 北緯34度40分、東経129度10分の点から北緯32度、東経127度の点に至る線
- (ヘ) 北緯32度、東経127度の点から北緯32度、東経124度の点に至る線
- (ト) 北緯32度、東経124度の点から北緯39度45分、東経124度の点に至る線
- (チ) 北緯39度45分、東経124度の点から(平安北道竜川郡薪島列島)馬鞍島西端に至る線
- (リ) 馬鞍島西端から北へ韓満国境の西端と交差する直線

- 4 隣接海洋に対する本主権の宣言は、公海上における自由航海権を妨害するものではない。

(データベース『世界と日本』の玄大松・訳より)

付録・5 「紛争の解決に関する交換公文」(1965年12月18日・条約第30号)

日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文をここに公布する。

御名 御璽
昭和四十年十二月十八日
内閣総理大臣 佐藤 栄作
条約第三十号
(紛争の解決に関する交換公文)

(韓国側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光榮を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光榮を有します。

以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李 東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、さらに、前記の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名 悦三郎

大韓民国外務部長官 李 東元閣下

外務大臣臨時代理

内閣総理大臣 佐藤 栄作

内閣総理大臣 佐藤 栄作

(出典：『法令全書』1965年12月)

はじめに

杉原隆氏は『郷土石見』第83号に「浅井村士族大屋兼助外一名の『松島開拓願』について」を發表し、そこで明治10年の「太政官指令」にある「竹島外一島」の解釈について、上の「松島開拓願」を援用した新しい解釈を提示された。

その後、この論文の成果に基づいて島根県の「竹島問題を考える講座」（第3回・2010年12月12日、於：島根県立図書館）で講演し、その講演内容を島根県竹島問題研究会『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（2011年）に「研究レポート（1）明治期における竹島問題・明治10年太政官指令—竹島外一島之儀ハ本邦関係無之—をめぐる諸問題」（以下「杉原レポート」と呼ぶ）として發表された。

また塚本孝「竹島領有権問題の経緯・第3版」には、杉原氏の新解釈が、日本の中央では「竹島、松島ともに鬱陵島のことであるとの認識が行われた可能性もある」ことを示唆したものとして注記されている（国立国会図書館『調査と情報』（電子版：No.701〔2011・2・22〕の注18）。

本稿は、主として杉原氏の最新の論文である上記の杉原レポートに拠りながら、同氏の新解釈を批判的に検討したものである。

1、問題の所在

今回の杉原レポートが扱っている「竹島外一島」の解釈をめぐる問題とは、明治10（1877）年の「太政官指令」で「竹島外一島之儀ハ本邦関係無之」とある中の「竹島外一島」とは、どの島のことを指しているのかという問題である。

この「竹島外一島」という表現が最初に使われたのは、明治9（1876）年に島根県から内務省へ提出された上申書（同年10月16日付）の表題「日本海内竹島外一島地籍編纂方^{うかがい}伺」においてである。内務省から太政官へ提出された上申書（明治10年3月17日付）の表題でも島根県と同じ表題が使われ、さらに太政官の事務方が作成した稟議書（同年3月20日付。表題は付けられていない）の本文の中で「内務省伺日本海内竹島外一島地籍編纂之件・・・」という形で同じ表現が使われた〔注：太政官は後の内閣に相当する国政の最高機関の名称〕。

ところで、上の3文書の中で「竹島外一島」の「外一島」について具体的な島名に言及しているのは島根県の上申書だけであり、後の2文書は表題や本文中で「竹島外一島」という表現を使っているが、その記述内容はもっぱら「竹島」に関するものであり「外一島」については何も書かれていない。「外一島」は、その具体的島名が省略されていることから推測されるように存在感が乏しく、関心を引かなかったのではないかと想像される。

「竹島外一島」の一般的解釈

「竹島外一島」の具体的島名については、最初の島根県の上申書に添付された付属文書の記述から「竹島」の方は、江戸時代前期に米子の町人が渡海していた「竹島」、すなわち朝鮮の鬱陵島（ウルルン島）であることがわかる。また「外一島」については、島名を直接的に明示した記述はないが、やはり同じ島根県の付属文書の中で「竹島」の説明に続けて「次ニ一島アリ松島ト呼フ周回三十町許竹島ト同一線路ニ在リ隠岐ヲ距ル八拾里許」（ルビは引用者、以下も同じ）と書かれていることから「松島」（現在の竹島。韓国名は独島）であることがわかる——以上のような解釈が「竹島外一島」についての今日の一般的解釈といえるであろう。

杉原レポートの「一島説」的解釈について

一方今回の杉原レポートでは、上記の一般的解釈に対して、上掲『郷土石見』誌掲載の杉原論文が紹介している明治14（1881）年の「松島開墾願」に関する一連の公文書を使って新たな「竹島外一島」解釈を試みている。しかし私見では、杉原レポートが今回採用している解釈の方法は、歴史学の方法から考えて後述するような問題があり、またその結論も納得しがたいと評さざるを得ないものである。

以下においては、最初に杉原レポートの新しい解釈の問題点を指摘し、その後に節を改めてより具体的な検討を行っていくことにしたい。

まず杉原レポートでは、「はじめに」の中で「竹島外一島」の解釈をめぐる問題について次のように説明している。

A「・『竹島外一島之儀ハ本邦関係無之』の『竹島外一島』は江戸時代の竹島（鬱陵島）と松島（現在の竹島）のことか、竹島とか松島と呼ばれる鬱陵島を意味するかの問題である」（前掲・中間報告書、p.11。下線は引用者）

普通の日本語では「竹島外一島」は〈「竹島」とそのほかの「一島」〉すなわち二つの島があるという解釈になると思うが、杉原氏は、上に引用した下線部において「竹島とか松島と呼ばれる鬱陵島」という解釈もあるとしている。

後者の説は、端的に言えば「竹島外一島」が2島ではなく鬱陵島という1つの島を指していると解釈する説であるが、そのような解釈（ここでは「一島説」と呼んでおく）は、普通の日本語の解釈とは言えず、やや大げさな言い方になるが、史料解釈の問題以前の、日本語能力（理解力）が問われかねない解釈と評すべきものであろう。

これに関して今回の杉原レポートでは、その「一島説」が解釈として成り立つと認めているだけでなく、次に引用する杉原レポートの各節の結論部分B、Cにおいては、氏自身

が「一島説」を説得力のある有力な解釈と考えていることを示唆しているのである。

- B「・・後述するように当時『竹島、松島則鬱陵島』との認識が行われていたので、『竹島外一島』の外一島が松島であるとしても、その松島は江戸時代の松島（現在の竹島）ではなく鬱陵島であり、太政官は鬱陵島を日本に関係ないと指令したものと考える方が説得力がある」（杉原レポート「②太政官指令『竹島外一島之儀ハ本邦関係無之』について」の結論部分。前掲・中間報告書、p.14。下線は引用者、次も同じ）
- C「・・竹島外一島と松島は同じことを意味し開墾出来る松島は鬱陵島でなければならないことになる。この明治14年の『松島開墾願』は明治9年の島根県が提出した伺いの『竹島外一島』なる用語は開墾できる松島すなわち鬱陵島であったこと、明治10年の太政官指令も同様であったことを明確にしたことで貴重な文書である」（同上「③明治14年『日本海内松島開墾之儀ニ付伺』について」の結論部、p.16）

このB、Cの引用部分には、今回の杉原レポートの問題点が凝縮された形で現れていると思われるので次節以降で詳しく検討するが、とりあえず次の点を指摘しておきたい。

まずBの下線部に関して。ここで杉原氏は「外一島」は「松島」であるという一般的な解釈をとるように見せながら、しかしその場合の「松島は江戸時代の松島・・ではなく鬱陵島」であり、そのように「考える方が説得力がある」として「一島説」の方に軍配をあげている。さらにCにおいてはいつそう直截的に「一島説」を打ち出している格好である。

またB、C共に、明治14年の文書にある「松島」を明治9、10年の文書にある「竹島外一島」の解釈に遡らせて適用することによって「一島説」を立証する方法をとっているが、これは歴史学の研究方法としての基本を逸脱した不適切な史料の扱い方といわざるを得ない。

2、「竹島外一島」の解釈について

ここでは、杉原レポートの①が扱っている明治9年の島根県から内務省への上申書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」の内容を詳しく検討することで「一島説」が成り立つか否かを史料実証的に検討しておきたい。

そもそも明治10年の「太政官指令」が出されることになったのは、明治政府（具体的には内務省）が全国の地籍編成事業を行う過程で、江戸時代に「竹島」として知られていた日本海の島のことを知り、その帰属を確認すべく島根県に照会したことが発端であった。

このとき内務省から島根県宛てに出された照会の文書（明治9年10月5日付）の中には「従来竹島ト相唱候孤島有之・・」と「竹島」のことだけが書かれていたが、これに回答した島根県から内務省宛ての上申書（同年10月16日付）の表題において初めて「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」という形で「外一島」の表現が使われたのである。

「竹島外一島」という表現は、これ以降内務省や太政官といった上位機関でも踏襲され

ていくが、「外一島」の島名について具体的に言及しているのは、最初の島根県の上申書だけである。

たとえば、杉原レポートの②で詳細に紹介・検討されているように、内務省が独自に調査し太政官への提出資料として追加したのは、旧対馬藩の『竹嶋紀事』から抜粋した「元禄竹島一件」に関連する4文書だけであり、内務省が「外一島」について独自に文書を作成することはなかったのである（太政官への上申書は、明治10年3月17日付）。

またそのさらに上位機関の太政官では、独自の調査はせずに内務省の上申書の結論をそのまま受け入れた稟議書を作成し、それを太政官において決裁して「太政官指令」が出されているのである（太政官の指令は同年3月29日付、内務省から島根県への指令、すなわち同県の「伺」に対する回答は、同年4月9日付）。したがって「外一島」について具体的に検討するには、明治9年の島根県の上申書による他ないのである。

島根県の上申書の内容

次に、島根県から内務省に提出された上申書（明治9年10月16日付の「伺」）の内容について詳しく見てみると、この文書は、全体が3つの文書と1枚の地図から成っている。

- ⑦、上申書の本文（用箋1枚）。
- ①、⑦の中に「別紙乙第二十八号」と書かれている内務省から島根県への照会文書の写（用箋1枚）。
- ②、⑦の中で「別紙原由之大略」として参照が指示されている「竹島」渡海について説明した文書（用箋3枚）。
- ③、⑦の中で「図面」として参照が指示されている「磯竹島略図」と題された地図（1枚）。

この島根県の上申書は、この後内務省と太政官で作成された文書類と共に島根県総務部総務課編『竹島関係資料集・第二集』に翻刻されており、またその影印（写真版）を内藤正中・朴炳渉『竹島＝独島論争』で見ることができ、それらの文書中に「竹島外一島」の「外一島」がどの島を指すのかについて直接言及した記述は見当たらない。

この島根県の上申書の記述の中で唯一「外一島」に該当しそうな島は、次に見るように③の中の「竹島」渡海について説明した文章の中に出てくる「松島」だけであり、その他には見当たらないのである。③の文の書き出し部分には最初に「竹島」のことが書かれているので、そこを含めて改めて引用しておきたい。

「磯竹島一ニ竹島ト称ス、隠岐国ノ乾位一百二拾里許ニ在リ、周回凡十里許、山峻峻ニシテ平地少シ、・・（中略）・・次ニ一島在リ松島ト呼フ、周回三十町許、竹島ト同一線路ニ在リ、隠岐ヲ距ル八拾里許、樹竹稀ナリ亦魚獸ヲ産ス」（下線と読点は引用者）

③の文書のうち、この引用箇所を含む「竹島」「松島」の地勢・産物等を説明した部分は、

1枚の公文書の用箋（縦書き26行、2つ折りにすると左右13行ずつになるように罫線が引いてある）の15行分を使って書かれているが「松島」に関する記述はその中の3行分に過ぎず、有り体に言えば付け足しといった感じである。

またその記述の順序を見てみると、まず「竹島」のことが詳しく説明され、その後「松島」のことが手短かに書かれている。つまり隠岐（日本本土側）から見てより遠い「竹島」のことが先に説明され、その後で「松島」のことを記しているのである。

こうした2島の記述の順番やその説明内容の精粗といった差は、文書の表題で使われている「竹島」（主役）と「外一島」（脇役）という表現に対応したものとと言えるであろう。またそのことは、この島根県の上申書の付属地図「磯竹島略図」によっても裏付けられている。この地図を見れば、これが大きな「竹島」と小さな「松島」の2島のことを示すために描かれたことは一目瞭然であり、しかも地図の中に書き込まれた隠岐—「松島」間の距離（「乾位八十里許」）は、さきの②の引用箇所には書かれている記述（「隠岐ヲ距ル八拾里許」）と正確に対応しているのである。

以上のことから「外一島」が「松島」（現在の竹島、韓国名・独島。以下「竹島=独島」と表記）を指すことは確実であると考えられる。ここには杉原氏が認めるような「一島説」の解釈が成り立つ余地はまったくないといえる。

ところが杉原氏は、『郷土石見』誌掲載の論文や杉原レポートにおいてこの上申書に即した検討は行っておらず、それでいながら「竹島外一島については『竹島と松島』か、当時の鬱陵島の呼称から『竹島とか松島と呼ばれている島』かは判断できない」（前掲『郷土石見』第83号掲載論文、p.21）などと述べているのである。

3、内務省作成の4文書について

次に、杉原レポートの②の内容（内務省が作成した4文書を検討したもの）について簡単に触れておきたい。

まず、杉原氏がこの②の結論部分で「太政官が判断材料として内務省から受け取った資料が上記の通りであるとする・・・」（中間報告書、p.14）としているのは誤りである。

内務省から太政官への上申書（「伺」）の本文中に「竹島所轄之儀ニ付島根県ヨリ別紙伺出取調候処・・・」とあるように、太政官への上申書には、内務省で独自に調査した付属文書（『竹嶋紀事』からの抜粋）の他に、本稿前節で検討した島根県から内務省への上申書が添えられていたのである。

島根県が、内務省に上申書を提出する際、発端となった内務省（地理寮）から島根県への照会を筆写して添えたように、この種の公文書は、関係機関の新たな書類を追加しつつ判断に必要な書類を漏らさず決裁される機関まで伝送するのが常であった。そして途中の各機関では、文書の原本やその写（筆写した文書）を保管し、後日送られて来るはずの回答・指令やその他の照会・調査等に備えたのである。

したがって杉原レポートが「〔この内務省の上申書を受けて——引用者〕太政官は、鬱陵島が日本に関係ないと指令を出した可能性が濃厚である」と述べているのは、結論だけ見れば誤りとは言えないが、そこに至る過程（前提）には間違いを含んでいるといえる。ここでは、太政官は島根県と内務省から上げられてきた（送られてきた）すべての書類を総合的に判断して「竹島外一島」は「本邦関係無之」と結論づけたと考えるべきなのである。

なお、明治9、10年の島根県や内務省の上申書の本文、それを受けた太政官の稟議書においては「竹島」「竹島外一島」「本島」「該島」などの表現が用いられており、杉原レポートにある「竹島、松島則鬱陵島」（中間報告書、p.14）のような「鬱陵島」を直接名指した（使用した）表現は使われていない。

4、「松島開墾願」を援用した解釈について

杉原レポートの③が検討の対象としている明治14（1881）年の「松島開墾願」に関連する一連の文書は、島根県・内務省・外務省のそれぞれの文書担当者が明治10年の「太政官指令」に関連する文書を引用しながら、新たに開墾願の出されてきた「松島」（鬱陵島）のことで取り上げて論じている行政機関の間の照会・回答の文書類である（この史料も前掲の『竹島関係資料集・第二集』に記載されているが、原本は外交史料館所蔵『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺 自明治十四年七月至明治十六年四月』である）。

この明治14年の文書類を虚心に読めば、当時の文書担当者たちが各文書で使われている島名について何ら混乱することなく文書をやり取りしていることがたやすく見てとれる。彼らは、明治10年の「太政官指令」にある「竹島外一島」と明治14年の「松島開墾願」で使われている「松島」とを的確に弁別して文書を交わしているのである。

明治14年の当事者たちの地理的認識

この明治14年の文書の当事者たちが、島名について混同・混乱することなく議論できた理由は、次のように考えられる。

第1の理由は、明治14年の文書担当者たちが、明治10年の「太政官指令」で使われている「竹島外一島」について検討する際、具体的な島名が省略されている「外一島」の方には何ら関心を持たず、したがって検討もしなかった（と推察される）からである。

「竹島外一島」における「外一島」という表現は、「外一島」は「竹島」のことが決まればそれに連動して一体的に帰属が定まる島であることを含意した言い回しであり、帰属を独自に検討する必要がない島、すなわち属島と見なされていたことを示唆している。

これと同じことは、たとえば「大屋兼助外一名」についても言えると思う。すなわちここで具体的氏名の省かれている「外一名」は「大屋兼助」と一体的に扱われる、文書の中では自己を主張しない存在である。したがって「外一名」のことは、細かいことを問題に

するのでなければとりあえず無視して構わない、文書上では「大屋兼助」に従属する存在といえる。

第2の理由は、明治14年の時には、この日本海域にある2島のことが、島名の沿革や島の特徴を含めて、政府関係者の間で正確に共通理解されるようになっていたからである。その事実は、外務省の北澤正誠「竹島版図所属考」（明治14年8月20日調製）の中に次のように書かれているのを見れば納得がいくはずである。

「竹島一名ハ磯竹島又松島ト称ス。韓名ハ鬱陵島又芋陵島ト称スル者此ナリ。但、其地本邦朝鮮ノ間ニ在ルヲ以テ古来紛議両国ノ間ニ生セシモ、元禄九年ニ至リ境界判然、復タ異議ナシ。今ヤ我国史及ヒ韓漢ノ記伝ニ就キ其源流ヲ究メ、其沿革ヲ詳ニシテ之ヲ左ニ論述セントス」（『日本外交文書』第14巻所収、p.390。句読点は引用者）

北澤正誠は、この書き出し部分に続く本文の中で同島の沿革を詳述し、その最後の部分で、明治10年に東京府に提出された「竹島渡海」願書（島根県士族・戸田敬義提出）およびその前にウラジオストクの貿易事務官を経由して外務省に提出された「松島渡海」に関する願書（陸奥の人・武藤平学、下総の人・斎藤七郎兵衛らが提議）等の請願を受けて政府内部で島名をめぐる議論（「紛議」）が起きたこと、そしてそれが最終的には明治11年と13年の海軍・天城艦による現地での実見測量によって事実確認がなされた結果議論が收拾されたことを記し「此觀之ハ今日ノ松島ハ即チ元禄十二年称スル所ノ竹島ニシテ古来我版図外ノ地タルヤ知ルヘシ」（同上書、p.394）と結論を述べているのである。

史料に即して検討する

ところで明治14年の「松島開墾願」に関連する一連の文書が作成されたのは、前掲『郷土石見』誌掲載の杉原論文が紹介しているように、大倉組社員・片山常雄の伝手で浜田から「松島」（鬱陵島）に渡航した大屋兼助が、島根県宛てに「松島開墾願」を提出したことに端を発している。

このとき作成された一連の文書を、時間の流れに従って整理しておく次のようになる。

㊦島根県より内務省・農商務省への照会（明治14年11月12日付）

*表題「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（㊦の「別紙乙号」と同じ）

㊧内務省より外務省への照会（明治14年11月29日付）

*付属文書・別紙甲号（明治10年3月の内務省から太政官への上申書と太政官指令の写し）

・別紙乙号（島根県からの照会。上の㊦と同じ）

㊨外務省より内務省への回答（明治14年12月1日付）

*外務省公信局公第2651号（明治14年11月30日起草）

㊩内務省より島根県への指令（明治15年1月31日付）

*指令内容は島根県『県治要領』（明治14、15年）に記載。

最初の㊦は「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」という表題になっているが、その核心部分は次のように書かれている。

「当管内石見国那賀郡浅井邸士族大屋兼助外一名ヨリ松島開墾願書差出シ、其旨趣タル該島ノ義ハ、同郡浜田ヨリ海上距離凡^{およそ}八十三里、西戌ノ方位ニ当リ、無人ノ孤島ニ有之候処、・・（中略）・・該島ノ義ハ過ル明治九年地籍取調ノ際、本県地籍編入之義内務省へ相伺候処、同十年四月九日付書面竹島外一島ノ義者本邦関係無之ト可相心得旨御指令相成、然ルニ前述当度大倉組渡航伐木候場合ニ就キ推考候得者、十年四月御指令後或ハ御詮議相変リ本邦版図内ト被^{きだめられ}定候儀ニ可有之歟、該島果シテ本邦地盤ニ候得者、・・（以下略）」（読点とルビ、下線は引用者。以下も同じ）

上の引用箇所の前段では、開墾願の対象となった「松島」についての説明がなされ、引用後段では、島根県の文書担当者（署名は県令・境二郎で、明治9年の内務省への上申書に關与した参事・境二郎と同一人物）が（松島（「該島」）のことは明治10年4月の「太政官指令」（「御指令」）で「竹島外一島」は本邦に無関係とされていたのに、大倉組が渡航・伐木している所を見ると、その後に政府の「御詮議」が変わって「本邦版図内」に定められたのか）と政府に問い合わせている。

この文書に出てくる大屋兼助が海軍の便船で「松島」に渡航していることから推して、開墾願にある「松島」が鬱陵島を指していることは確実である（当時の海軍や外務省は、欧米から輸入された海図、地図を使っていた関係からと想像されるが「松島」のことを欧文名「ダジュレー島」、朝鮮名「鬱陵島」に対応する日本名と認識していた）。

また島根県の文書担当者（境二郎）が、先に第2節で検討した明治9年の島根県の上申書に關与していた人物であることを考えると、彼がこのたびの開墾願の対象である「松島」（鬱陵島）と明治9、10年の時の「外一島」である「松島」（現在の竹島＝独島）とを混同するはずがないことも間違いないと言えるであろう。

それにまた、この文書を虚心に読めば、文書の中で「松島開墾願書」「該島」「書面竹島外一島」などの表現が混在していても、議論はもっぱら開墾可能な鬱陵島である「松島」に集中しており、この担当者が「竹島外一島」と書いていても「外一島」である「松島」のことは念頭になく、議論の対象にしていなくても容易に読み取れるであろう。

次の㊧（内務省文書）の核心部分は、以下のよう書かれている。

「日本海ニ在ル竹島松島之義ハ、別紙甲号之通、去明治十年中本邦関係無之事ニ伺定相成、示^{（マツ）}来然ク相心得居候処、今般島根県ヨリ別紙乙号之通申出候次第ニヨレハ、大倉組社員ノ者航到伐木候趣ニ相聞候、就テハ該島之義ニ付近頃朝鮮国ト何敷談判約束等ニ相涉リタル義ニテモ有之候哉、一応致承知度、此段及御照会候也」

上の引用の最初に出てくる「日本海ニ在ル竹島松島」は「日本海内竹島外一島」を言い

換えた表現と考えられるが、そのことは、この内務省の文書で参照が指示されている付属文書「別紙甲号」の「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」と書かれている表題の下方に「外一島ハ松嶋ナリ」と割注が付けられていることから推察されることである。

この注記は、内務省の文書担当者（署名は内務権大書記官・西村捨三）が、島根県からの上申書の中で引用されていた明治10年の内務省の関係文書を参考のため筆写した際に書き加えたものと考えられる。

既述したように「外一島」が「松島」とわかる文書は、明治9年に島根県から内務省に提出された上申書の付属文書（と付属地図）だけなので、この内務省の文書担当者（西村書記官）は、その島根県の上申書まで遡及して「外一島」について調べ、それが「松島」（現在の竹島＝独島）である判断して、そのことを上述のように注記したものであろう。

したがって、ここでも担当者は2つの「松島」の違いを承知したうえで、それらを混同することなく、やはり開墾の可能な「松島」（鬱陵島）に議論を集中させて論じていることが容易に読み取れるはずである。繰り返しになるが、次の㊦を含めた明治14年の3文書は、いずれも鬱陵島のことに関心を集中させて論じており、「外一島」（竹島＝独島）は検討の対象になっていないのである。

㊦の外務省文書の核心部分は、次のように書かれている。

「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀ニ付御聞合之趣聞悉候、右者先般該島江我人民ノ渡航漁採伐木ル者有之趣ニテ、朝鮮政府より外務卿江照会有之候付査究候処、果シテ右様之事実有之趣ニ付、既ニ撤帰為致（以下略）」

この文書も先の内務省からの照会（㊤）に対する回答であるために「竹島松島」という表現を使っていると推察されるが、書き出しの「朝鮮国蔚陵島^{すなわち}即竹島松島」という表現からすると、この文書担当者（署名は外務権大書記官光妙寺三郎）が「竹島松島」を「蔚陵島」の2つの異称のつもりで使っている可能性も考えられる。

しかしそのいずれであっても、同文書の中で〈先般その島（「該島」）に日本人が渡航し漁採・伐木しているとして朝鮮政府から外務卿（外務大臣）に照会があり、調査したところ事実だったので既に引き揚げさせた・・・〉というのだから、ここでも外務省担当者が問題にしているのは「朝鮮国蔚陵島」のことであり、それが文書上で「竹島松島」「該島」などと表記されていても、議論は混乱しておらず、「外一島」である「松島」（竹島＝独島）の影はどこにも見当たらない。

最後の㊧（島根県『県治要領』）には、内務・農商務両省から島根県への指令が次のように書留められている。

「書面松島ノ義ハ、最前指令ノ通本邦関係無之義ト可相心得、依テ開墾願ノ義ハ許可スヘキ筋ニ無之候事、但本件ハ兩名宛ニ不及候事」（読点は引用者）

ここで「最前指令ノ通・・・」とあるのは、明治10年の「太政官指令」を指しているが、その指令で「竹島外一島」が日本とは無関係（「本邦関係無之」）とされ、またこの文書が作成された明治14年の時点では「竹島」が「松島」（＝「朝鮮国蔚陵島」）の異称の一つであることがわかっていたのだから（北澤正誠『竹島版図所考』参照）、島根県からの「松島開墾願」を日本政府が不許可としたのは当然といえる。

小 括

ここまで杉原レポートの①～③の議論に即した批判的検討と筆者の見解の提示を行ってきたが、今回の杉原レポートで示されている明治10年「太政官指令」に関する杉原氏の主張には、次の2つの問題があると考ええる。

第1の問題点は、杉原氏が「竹島外一島」の解釈の基礎となる明治9年の島根県の上申書について、史料に即した氏自身の解釈を提示していないことである。明治10年「太政官指令」にある「竹島外一島」を当時の太政官がどう認識していたかを知るには、本稿第2節で述べたように、最初に「竹島外一島」という表現を使った島根県の上申書に拠らなければならないが、杉原氏はそれを行っていないのである。

筆者の見解は、これまでに述べてきたとおり、島根県の上申書に基づいて「竹島外一島」を解釈すれば「竹島」（鬱陵島）と「松島」（竹島＝独島）という、それぞれの島名をもった2つの島になり、その他の解釈はあり得ないというものである。そこには、本稿で「一島説」と呼んだ解釈が成り立つ余地はないと考える（少し大胆に言わせてもらうなら、このたびの杉原レポートの「一島説」的解釈は、島根県の上申書にある「竹島外一島」の解釈を等閑に付すことでしか成り立ち得ないものだと思う）。

杉原氏の主張の第2の問題点は、例えば次のような史料の扱い方である。

「明治十年の時の『竹島外一島』と記された時から松島は鬱陵島のことと明治政府は認識していたのである」（前掲『郷土石見』第83号掲載論文、p.23）

『松島開墾願』は明治9年の島根県が提出した伺いの『竹島外一島』なる用語は開墾できる松島すなわち鬱陵島であったこと、明治10年の太政官指令も同様であったことを明確にしたことで貴重な文書である」（本稿第1節、杉原レポートの引用C結論部）

上の引用箇所杉原氏は、太政官が明治10年に認識できた「外一島」である「松島」（竹島＝独島）とその太政官が知り得なかった（比喩的にいうなら、タイムマシンを使わなければ参照不可能な）明治14年の文書の「松島」（「朝鮮国蔚陵島」）とを同列に置いて論じ、しかも明治10年の時には明確に区別されていた「竹島外一島」、すなわち2つの島を、明治14年の文書で使われている「松島」を媒介にすることで「一島説」的に解釈しようとしているのである。

歴史の史料解釈に限った研究方法ではないと思うが、明治10年の「太政官指令」で使われている「竹島外一島」がどの島を指しているかを知らうとする場合、何よりもまず、その指令を出した太政官が判断する時に根拠にしたと考えられる、閲覧・参照が可能だった文書・資料について読み解き、太政官がどの島のことだと考えて指令を出したのかを探るといのが、史料解釈に当たったの基本の手順、方法であろう。

その基本通りに進めることが困難な、または不可能な史料（文書・資料）の伝存状況であるなら話は別だが、この「太政官指令」を含む明治10年の一連の史料についていえば、この史料は、明治政府の扱った公文書が整理・保管されている『公文録』というファイル（冊子）の「明治十年三月、内務省之部」の中にまとめて綴じ込まれ、一件書類として今日まで損なわれずに伝存してきた由緒正しい文書・資料なのである。

この一件書類には、発端となった内務省から島根県へ送られた「竹島」について照会した文書（ただし^写）を始めとして、本稿第2節で検討した島根県から内務省に提出された上申書（照会に対する回答）、また内務省が「竹島外一島」について決裁する際に参考にした『竹嶋紀事』の抜書と内務省がさらに上級機関の太政官の決裁を仰ぐために作成した上申書、そして太政官の決裁に使われた稟議書および「太政官指令」（内務省への回答＝指令）を記した文書など、その発端から当該の事案が一件落着するまでの重要な書類がすべて含まれている。

すなわちこの一件書類は、太政官が判断する際に閲覧・参照したと考えられるすべての文書（当時使われた公文書の原本）が、明治政府の公文書の管理規則に従って決裁後に『公文録』の「内務省之部」に整理・保管されたものであり、「太政官指令」にある「竹島外一島」の問題を考える際、これほど解釈の根拠とするのに適した確かなものはないと言い得る根本史料なのである。

ところがこのたびの杉原レポートでは、この『公文録』の所収の文書の中で使われている「竹島外一島」を解釈するに当たって『公文録』所収の島根県の上申書に依拠することを手控え(!?)、後の時代（明治14年）の外務省保管の一件書類を使うという、率直に言ってもわかりにくい手法を試みているのである。杉原氏は、どうしてこんなにわかりにくい、史料解釈の基本をわざわざ外した方法をとったのだろうか、理解に苦しむところである。

さらに言えば、今回の杉原レポートが依拠した明治14年の外務省保管の一件書類の中にさえ「外一島ハ松嶋ナリ」〔筆者注：内務省書記官によるものと推察される注記〕と正しく読み解かれている「竹島外一島」の解釈を、杉原氏は同じ一件書類に拠りながら「竹島外一島」は鬱陵島である「松島」を意味していたと、すなわち2つの島（「竹島外一島」が鬱陵島（「松島」）という1つの島であると解釈できると、ここでも率直な言い方を許してもらえば、わざわざ曲解しているのである。

以上述べてきたように、このたびの杉原レポートに見られる杉原隆氏の史料の扱い方や論じ方は、史料解釈の基本を逸脱した不適切なものといわざるを得ない。

【追記】 境二郎と「竹島」渡海禁止令

ついでに、杉原レポートの④で言及されている吉田松陰の「竹島」論に関連して、私見を書き添えておきたい（以下の考察は、吉田松陰の書状から連想した筆者の推測である）。

杉原レポートの④では、吉田松陰の書状（安政5年7月11日付、桂小五郎宛）について、同書状で「別紙」とされている「竹島・大坂島・松島合わせて世に是を竹島と云、・・・」という箇所に関する考察を主に展開しているが、この書状は、実は「竹島」が朝鮮領であることを吉田松陰たちが知っていたことを窺わせる、次のような言葉で書き出されているのである。

「御細書披閱、消遥想候。竹島論、元禄度朝鮮御引渡の事に付六ヶ敷もあらんと此地にても議申候。併当時大変革の際に御座候得ば、朝鮮へ懸け合、于今空島に相成居候事無益に付、此方より開くなり申遣候はゞ異論は有之間布、・・・」（岩波書店版『日本思想大系・54・吉田松陰』所収、123号書簡。大和書房復刻版『吉田松陰全集』では第8巻所収の339号書簡。下線は引用者。なお引用本に付されたルビは省略した）

下線部の「元禄度朝鮮御引渡の事に付」という言い回しは、「天保竹島一件」（天保7〔1836〕年）を受けて翌年2月に江戸幕府が出した御触書（幕府の法令）の中の「元禄之度朝鮮国^{（てま）}へ御渡しニ相成候」（『御触書天保集成』下巻：6302号）という表現とよく似ていることから、吉田松陰たちは「竹島は元禄期に朝鮮へ渡された」との御触書が出ていることを承知の上で議論していたと推察される。彼らは、書状にある通り「朝鮮へ懸け合^{（あ）}」うことも含めて「竹島」の経営を論じており、同島は朝鮮領であると明確に認識していたと思われる。

ところでここで披瀝されている吉田松陰の「竹島」開墾論は、この半年ほど前に、やはり江戸の桂小五郎に宛てた書状において初めて表明されたといわれるが（岸本覚「幕末海防論と『境界』意識」、その時の吉田松陰の書状（安政5年2月19日付、桂小五郎宛）には「竹島開墾位は難事に非ざるべし・・・委細玄瑞存知の事に付」とか「竹島の議・・・此地の様子書中難^{（つ）}尽、委細玄瑞口頭にあり」（前掲『日本思想大系』所収、111号書簡。前掲『吉田松陰全集』では307号書簡）という文言が見える。

これは「詳しいことは、この書状を携えていく久坂玄瑞が知っているので玄瑞から聞いてほしい」という意味であるが、この書状の内容から、吉田松陰がいる長州藩の萩（「此地」）で既に「竹島」の議論が行われていたことがわかる。

一方、境二郎の動静に関しては、吉田松陰から江戸にいる久坂玄瑞に宛てた同年7月初旬の書状の中に「高杉晋作〔割注「自力願ひ」〕・山縣半蔵〔割注「同」〕・斎藤栄蔵三人二十日頃より出足、暢夫大いに議論あり、甚だ妙。斎藤は安井入塾の積りの由」（安政5年7月6日付：前掲『吉田松陰全集』、337号書簡）と書かれていることから次のことがわかる。

すなわち、高杉晋作（「暢夫」）、境二郎（「斎藤栄蔵」）ら3人の門弟は、7月20日ごろ

江戸遊学に出発する予定であったこと、高杉は江戸での修学先を決めかねていたこと、境の方は安井息軒の塾に入ることを決めていたこと等である。またそのことから、3人の門弟は、出発直前まで吉田松陰の身近にいたと推定される。

ちなみに、吉田松陰はこの後の桂小五郎らに宛てた書状でも「高杉晋作二十日出足の管・同道は山縣半蔵に斎藤栄蔵」と伝えている（同年7月10日付、前掲『吉田松陰全集』、338号書簡。杉原レポート、p.16）。

以上のことから、境二郎はこの年（安政5年）の7月半ばまで萩の吉田松陰の側にいて親しく「竹島」論を聞かされており、上掲の書状に「此地の様子」「此地にても議申候」などと書かれている萩における「竹島」の議論にも参加していたのではないかと推測される。

またそのことからさらに想像を逞しくするなら、明治9（1876）年の時島根県参事であった境二郎は（安政5年の萩での議論を憶えていれば）「竹島」が朝鮮領であることを十分承知の上で「山陰一帯ノ西部ニ貫付スヘキ」、つまり「竹島外一島」を島根県に編入すべきであるとした可能性が高いと言えるのではないだろうか。

*参考までに記すと、境二郎は天保7（1836）年生、長州藩出身。江戸遊学に出発した安政5年（1858）年には数え年23歳、明治9年に島根県の上申書に閣与した時は41歳であった。境は、島根県の典事に任じられて来県（明治5年11月）、以来島根県の官吏として権参事（明治6年1月）、参事（明治7年10月）、権大書記官（明治10年1月）、権令（同年7月）、県令（明治11年7月）と昇進した。明治17年10月、県令を辞めて故郷に帰った（参照：田村清三郎『明治初年の県政』、pp.55~58）。

◎引用文献

- ・杉原隆「浅井村士族大屋兼助外一名の『松島開拓願』について」（『郷土石見』第83号所収・2010年）
- ・島根県竹島問題研究会『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（島根県・2011年）
- ・塚本孝「竹島領有権問題の経緯・第3版」（国立国会図書館『調査と情報』No.701所収・2011年）。
- ・内藤正中・朴炳涉『竹島＝独島論争』（新幹社・2007年）
- ・岸本覚「幕末海防論と『境界』意識」（『江戸の思想』第9号・ペリかん社・1998年）
- ・田村清三郎『明治初年の県政』（今井書店・1966年）
- ・『日本思想大系・54・吉田松陰』（岩波書店・1978年）
- ・『吉田松陰全集』第8巻（大和書房復刻版・1972年）
- ・島根県総務部総務課『竹島関係資料集・第二集』（島根県・2011年）
- ・『日本外交文書』第14巻（外務省）
- ・『御触書天保集成』下巻（岩波書店）

（2011年12月28日補訂）

（初出：『郷土石見』第87号〔2011年8月〕。ここでは、掲載時紙幅の関係で割愛した史料の引用を追加するとともに、独立した論文として読めるように若干補筆した。また「小括」と「追記」においては、論旨がより明確になるように表現の不備を補うための加筆を行ったが、いずれも論旨に変更はない）。

竹島＝独島問題：「固有の領土」論の歴史的検討

——後編・第二次世界大戦後の展開——

2013年3月21日発行

著 者 竹 内 猛

印刷・製本 報 光 社（松江支社）

©Takeshi TAKEUCHI 2013 Printed in Japan

◎『竹島＝独島問題：「固有の領土」論の歴史的検討・前篇』の訂正

ページ	行	誤	→	正
45	25	本稿での ^x	→	本稿で
75	5	外一嶋之義、本邦関係無之義 ^x	→	外一島之儀、本邦関係無之儀
77	注2	八十里許 ^x	→	八拾里許
84	11	九州（日本本土） ^x	→	本州（日本本土）
87	10	日本領土へ編入は ^x	→	日本領土への編入は
109	34	→注10③ ^x	→	→注11③
115	20	天皇の告諭文は省略した。 ^x	→	上諭〔公布文〕は省略した。
137	22	伊藤博文侯来 ^x □あり	→	伊藤博文侯来名あり
173	12	大韓毎日新聞 ^x	→	大韓毎日申報

『竹島＝独島問題「固有の領土」論の歴史的検討（後編）』

恐れいりますが、以下のように訂正してください。

本文の105ページの7行目および9行目

(誤) 7行目「日本を含む48カ国（すべて西側国）が、・・・」

→ (正) 「連合国側48カ国（すべて西側国）が、・・・」

(誤) 9行目「最終的な条約当事国は45カ国となった」

→ (正) 「最終的な連合国側の条約当事国は45カ国となった」

※このページは、切り離してお使いください。